

令和 8 年度
要 覧



小矢部市教育センター

〒932-0073 富山県小矢部市岩尾滝 1073 番地

TEL 0766-67-0758

FAX 0766-67-0759

E-mail oyabe-ec@oyabe-city.ed.jp

目 次

1	名 称	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	所在地	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	沿 革	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	運 営		
	(1) 運営方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2) 運営の重点	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3) 職員構成	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4) 運営組織	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	事 業		
	(1) 業務内容と分担	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 研修事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 各種調査研究事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(4) サービス・支援事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(5) 教育相談事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	事業に係る経費等（市教育センター予算）	・・・・・・・・	10
7	主な備品	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	児童・生徒数	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
◇ 条例・規約・規程・要項 ◇			
	小矢部市教育センター設置条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	小矢部市教育センター規約	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	小矢部市視聴覚ライブラリー規則	・・・・・・・・	14
	小矢部市教育センター運営委員会規程		15
	小矢部市教育相談室設置規程	・・・・・・・・	16
	小矢部市教育支援センター推進会議設置要綱	・・・・・・	17

1 名 称 小矢部市教育センター

2 所在地 〒932-0073 富山県小矢部市岩尾滝 1073 番地
TEL. 0766-67-0758 FAX. 0766-67-0759

3 沿革

- 昭和 37 年 4 月 1 日 石動町理科教育センターを設置、石動中学校に併設
- 昭和 37 年 8 月 1 日 町名変更により、小矢部市理科教育センターとなる。
- 昭和 41 年 11 月 1 日 小矢部市理科教育センターを廃止し、小矢部市教育センターとして発足、旧西砺波郡地方事務所に移転する。小矢部市西砺波郡学校視聴覚研究会の事務所を併設する。小矢部市小学校教育研究会の事務局を当センターに置く。小矢部市個別化教育研究会の事務局を当センターに置く。
- 昭和 42 年 11 月 1 日 上記視聴覚研究会の解散に伴い、その財産の一部を引き継ぐ。
- 昭和 44 年 12 月 13 日 小矢部市視聴覚ライブラリーを当センターに置く。
- 昭和 45 年 2 月 23 日 小矢部市視聴覚教育研究会発足、事務局を当センターに置く。
- 昭和 46 年 4 月 1 日 教材搬送車ワゴンバン 1 台配車される。
- 昭和 48 年 11 月 28 日 小矢部市総合会館 1 階に移転
- 昭和 60 年 7 月 20 周年記念として記念誌発刊
- 昭和 57 年 12 月 センター内の旧理科室を研修室、工作室を視聴覚ライブラリー室に改装する。
- 平成 2 年 6 月 5 日 市小中高生徒指導連絡協議会の規約改正に伴い、事務局を当センターに置く。
- 平成 3 年 9 月 5 日 小矢部市畠中町 12-42、旧簡易裁判所に移転
- 平成 5 年 3 月 1 日 30 周年記念として記念誌発刊
- 平成 6 年 4 月 1 日 適応指導教室「ふれんど」設置
- 平成 6 年 6 月 23 日 文部省より登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究委託
- 平成 8 年 4 月 11 日 文部省より登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究委託
(平成 10 年 3 月 31 日まで)
- 平成 8 年 6 月 13 日 文部省よりスクールカウンセラー（石動中学校配置）調査研究委託
(平成 10 年 3 月 31 日まで)
- 平成 10 年 5 月 1 日 スクールカウンセラー事業開始
(市内 4 中学校と教育センターに精神科医及び臨床心理士を配置)
- 平成 10 年 9 月 24 日 市内小中学校間イントラネット M E L 開設、インターネットサーバー設置
- 平成 15 年 3 月 1 日 40 周年記念として記念誌発刊
- 平成 16 年 8 月 市内 4 中学校普通教室にパソコン設置
- 平成 18 年 8 月 市内 6 小学校高学年普通教室にパソコン設置
- 平成 20 年 9 月 1 日 小矢部市岩尾滝 1073、旧岩尾滝小学校に移転
- 平成 21 年 7 月 市内小中学校に液晶プロジェクター、書画カメラ設置
(小学校全教室に各 1 台、中学校全学年に各 1 台)
- 平成 22 年 3 月 市内小中学校に電子黒板設置 (各校 1 台)
- 平成 24 年 8 月 市内小中学校の教師用パソコン更新 (Win 7 導入) プリンタ新規導入
- 平成 25 年 11 月 センターサーバー (Windows) 導入、市内小中学校に N A S 設置
- 平成 27 年 9 月 市内中学校のパソコン教室用パソコン更新 (Windows 8.1 導入)
- 平成 28 年 9 月 市内小学校のパソコン教室用パソコン更新 (Windows 10 導入)
- 平成 29 年 3 月 校務支援システムの構築 (市内全小・中学校・教育センター)
- 令和 3 年 3 月 GIGA スクール構想による高速通信ネットワークの整備と、児童生徒に一人 1 台のパソコンの配布 (市内全小・中学校・教育センター)
- 令和 4 年 1 月 市内小中学校へのデジタル黒板の配置の拡充
- 令和 4 年 2 月 第 40 回小矢部市学校教育研究大会をオンラインで実施
- 令和 5 年 4 月 市内全小中学校で、出欠確認ソフト tetoru の運用開始
- 令和 6 年 3 月 文部科学省より教育支援センターの総合的拠点機能に向けた調査研究委託

4 運 営

(1) 運営方針

人と人との関わりを大切にし、国際化、情報化等の社会変化に対応しうる、心豊かで、心身ともにたくましい用事児童生徒を育てるために、小矢部市学校教育の一層の充実と推進を支援する。

(2) 運営の重点

① 教職員の資質や能力を高める研修の充実

- ・ 教育の今日的な課題に対応する力と専門的指導力を高める研修講座及び実技研修会を開催する。
- ・ 若手教員の悩みや不安、課題、喜びに応じて指導や助言を行う研修会、中堅教員に対してミドルリーダーとしての意識の高揚を図る研修会等を実施し、教員の資質や能力を高める。

② 保・園・小・中・高等学校の連携の充実

- ・ 児童生徒の健全な育成のために、小中高等学校の生徒指導についての連携を密にするとともに、いじめ・不登校等の諸問題についての協議を進める。
- ・ 保育所・幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という）と小学校の一層の円滑な接続を目指し、相互の理解が深まるように共通理解の場を設け、一人の子供の連続した育ちを見つめる教育を支援する。

③ 教育相談活動の充実

- ・ 市内小中学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用して教育相談を充実させるとともに、教育センターにカウンセラー及びソーシャルワーカーを配置し、電話相談や来所相談を通して、問題を抱える児童生徒及び保護者への支援を行う。
- ・ 学校との一層効果的な連携を推進して学校や学級に適応しにくい児童生徒を支援するとともに、教育支援センター「ふれんど」において自立的な活動や体験活動を通して、生活習慣や社会性を育成する。

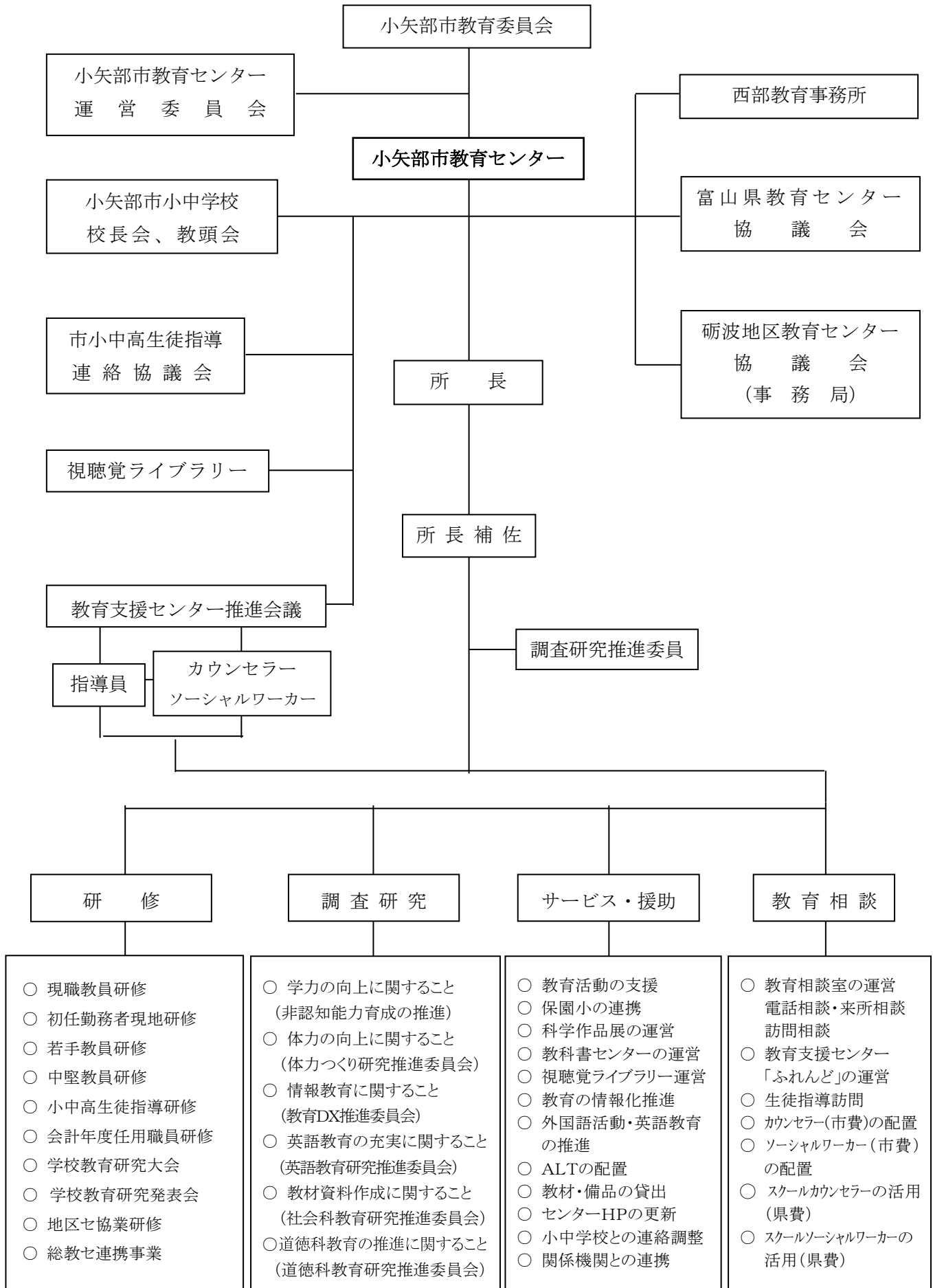
④ 調査研究推進委員会の充実

- ・ 運動好きでたくましい心と体をもった幼児児童生徒の育成を目指し、体力の現状と課題の分析に基づき、幼児期からの体力づくりの推進を支援する。
- ・ 小矢部市GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末のICT環境で、授業や校務における教育DXの推進について、実践や研究を進める。
- ・ 小学校での英語活動、英語の授業について、小中学校の連携を図りながら、研究・実践を行う。
- ・ 郷土教材を生かした資料の作成を行う。

(3) 職員構成

所 長	南	明 子	(教育専門員・専任)
所長補佐	篠	島 祐 貴	(専任)
事 務 員	荒	木 彰 子	
教育支援センター指導員	奥	村 眞 宏	
教育支援センター指導員	岡	島 佳世子	
教育支援センター指導員	西	村 和 人	

(4) 運営組織



5 事業

(1) 業務内容と分担

区分	業務内容	主務	副主務
総括	○各係業務の総括 ○公印の看守	所長	所長補佐
企画・運営	○教育委員会との連絡・調整 ○研修会講師との連絡・調整 ○施設の管理・運営	所長	所長補佐
事務	○文書の收受、発送、保存 ○予算、経理、通信、運搬事務 ○備品管理 ○印刷、製本	事務員	所長補佐
研修事業	○県教委「教職員研修」電子申請 ※ ○市及び3市協業研修受講者の受講履歴の入力業務※ ○砺波地区協業で実施する研修の企画・運営 ○市教育センターで実施する研修の企画・運営 ・現職教員研修 ・初任勤務教職員現地研修 ・若手教員研修 ・会計年度任用職員研修 等 ○小中高生徒指導連絡協議会の企画・運営（事務局） ○学校教育研究大会、研究発表会の企画・運営	所長	所長補佐 ※主務
調査研究事業	○調査研究推進委員会の運営 ・体力づくり研究推進委員会 ・教育DX推進委員会 ・社会科教育研究推進委員会 ・道徳科教育研究推進委員会 ・英語教育研究推進委員会	所長補佐	所長
サービス及び援助事業	○教育活動の支援（副読本等の改訂） ○「幼稚園小の架け橋プログラム」の推進（保育園連携研修会の開催）※1 ○小中学生科学作品展覧会の運営 ○教科書センターの運営（教科書展示会の開催）※ ○視聴覚ライブラリーの運営（ソフト選定委員会）※ ○教育の情報化推進 ○外国語活動・英語教育の推進（ALTの配置）※ ○教材・備品の貸出（視聴覚ソフト、体力測定器具等） ○市内学校教育関係の連絡調整（各種届の集約等）	所長補佐	所長 ※主務
教育相談事業	○教育相談室の運営、関係機関との連携 ※ ○教育支援センター「ふれんど」の運営 ○生徒指導訪問（不登校傾向児童生徒等への対応他） ○教育センターカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置 ○SC（スクールカウンセラー）の活用（県費） ○SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用（県費）	所長補佐	所長 ※主務
外部組織との連携	・県教育センター協議会（県派遣教育専門委員等会議） ・県視聴覚ライブラリー（県視聴覚教育研究会） ・市社会福祉協議会評議員会（福祉教育推進協議会） ・市要保護児童対策協議会（実務者会議） ・市教育支援委員会（調査会） ・社会を明るくする運動推進委員会 ・市青少年健全育成市民会議 ・市租税教育推進協議会	所長	所長補佐
広報	○ホームページの更新（センター事業の紹介） ○各学校の月行事予定の集約とホームページへの公開	所長補佐	所長

(2) 研修事業

① 小矢部市 現職教員研修（「夏季研修」「非認知能力育成研修」「砺波地区協業研修」等含む）

研修会名	実施日	内容・講師等	対象	会場
特別支援教育 研修会 【砺波地区 協業研修】	7月28日(火) 14:30～16:30	「気になる子供の理解と対応」 富山大学教育学部 教授 和田 充紀 先生	砺波地区小・中・義務 教育学校教職員の希 望者	小矢部市 民交流プ ラザ
若手教員 研修会 【砺波地区 3市交流研修】	7月31日(金) 14:30～16:30	「自分も相手も大切にす るコミュニケーション」 小矢部市民図書館 館長 瀬戸 広美 先生	砺波地区小・中・義務教 育学校教職員の希望者、30歳 以下の小矢部市内小・中 学校教職員【悉皆】	小矢部市 民交流プ ラザ
授業力向上 研修会 ふるさと教育 研修会 【砺波地区 3市交流研修】	8月19日(水) 8:40～12:10	「知らない小矢部を発見し よう」(三大ふるさと教育) 富山県文化財保護指導委員 山本 善継先生	砺波地区小・中・義務 教育学校教職員の希 望者、令和8年度小矢 部市内小・中学校初任 勤務者【悉皆】	小矢部市 内
授業づくり 研修会 ※若手	9月15日(火) 11月19日(木)	「子供が自己調整をしながら 主体的に学んでいくための授 業改善(仮)」 京都教育大学 教職キャリア高度化センター 准教授 大久保 紀一朗先生	市内中学校若手教諭 【悉皆】 市内小中学校教諭等 市内小学校若手教諭 【悉皆】 市内小中学校教諭等	津沢 中学校 蟹谷 小学校
授業改善 研修会 ※ICT	11月 (予定) 2学期 (予定)	「個別最適な学びと協働的な 学びの一体的な充実につい て(仮)」 春日井市教育委員会 指導主事 春日井市立小中学校 教諭等	市内小中学校教諭等	石動 小学校 大谷 中学校
	11月 (予定)	公開校内研修会 指導助言者 富山市立芝園小学校 教諭	市内小中学校教諭等	東部 小学校
資質向上 研修会	5月28日(木)	「授業づくりを支える学習指 導案の見方、指導のポイント」 津沢小学校 廣瀬 孝子 先生	教頭、教務主任、研究 主任	津沢 小学校
管理職研修会 ※キャリア・ 役割に応じた 研修	6月 (予定)	非認知能力に関する研修 アラカルト研修「認知能力と 非認知能力の一体的な育成」 (予定)	市内小中学校管理職 【悉皆】	
学力向上 研修会	8月25日(火) 14:30～16:30	「次期学習指導要領を踏まえ たこれからの授業づくり」 授業と学び研究所 所長 岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授 玉置 崇 先生	市内小中学校教員【悉 皆】	小矢部市 民交流プ ラザ

先進校視察 研修	6月 (予定)	加賀市立小中学校 ※市教セで研修報告作成	各校2名(昨年度視察 していない管理職及 び教員)、ICT支援員	加賀市立 小中学校
	11月13日(金) 2月3日(水)	富山市立芝園小学校 ※校内研修会に参加予定	市内小中学校教員	芝園 小学校
管理職研修会 ※キャリアや 役割に応じた 研修	8月 (予定)	生徒指導に関する内容 「いじめの現状と初期対応に ついて」(予定)	市内小中学校管理職 【悉皆】	未定
特別支援教育 コーディネー ター研修会	6月5日(金) 7月28日(火) 12月10日(木)	①伝達講習会 ②特別支援教育研修会と兼ね る(講師:和田充紀先生) ③伝達講習会 ※特別な支援や配慮を必要とする 児童生徒についての理解と支 援(富山県西部教育事務所 特別支 援教育指導員)	市内小中学校特別支 援教育コーディネー ター【悉皆】 ※伝達講習者は、特別 支援教育コーディネー ター2名	小矢部市 民交流プ ラザ

② 市会計年度任用職員研修(学期に1回実施) ※2回目以降は、日程が変更することあり

回	実施日	内 容	講師名・出席者	会 場
学校司書研修会				
①	4月14日(火) 14:00~15:45	子供たちの読書活動を推 進するため、各学校図書館の 運営等について研修し、学校 図書館教育の充実を図る。	講 師 市民図書館関係者 有識者	東部小学校
②	9月29日(火) 14:00~15:45		出席者 学校司書9名	蟹谷中学校
③	1月13日(水) 14:00~15:45		出席者 学校司書9名	小矢部市民 交流プラザ
スタディ・メイト研修会				
①	4月27日(月) 11:00~12:00	特別な支援を必要とする 児童への具体的な支援の在 り方について理解を深め、指 導力の向上を図る。	講 師 西部教育事務所 特別支援教育指導員	小矢部市民 交流プラザ
②	9月18日(金) 11:00~12:00		出席者 スタディ・メイト 25名	小矢部市民 交流プラザ
③	1月27日(水) 11:00~12:00		出席者 スタディ・メイト 25名	小矢部市民 交流プラザ
子どもと親の相談員研修会				
①	4月22日(水) 10:30~12:00	悩みを抱える児童生徒の 適切な対応の仕方や具体的 な支援の在り方について理 解を深め、指導力の向上を図 る。	講 師 西部教育事務所 生活指導主事 (相談担当)	小矢部市民 交流プラザ
②	10月1日(木) 10:30~12:00		出席者 子どもと親の相談員 8名	小矢部市民 交流プラザ
③	1月20日(水) 10:30~12:00		出席者 子どもと親の相談員 8名	小矢部市民 交流プラザ

③ 小中高生徒指導連絡協議会（学期に1回実施）

回	日時・会場	主な内容	講師
①	6月18日(木) 15:00～16:45 小矢部園芸高等学校 (会長校)	講話 (1) 刑事生活安全課より (2) 西部教育事務所より 議事・協議 (1) 令和7年度活動報告について (2) 令和8年度活動計画(案)について 情報交換(生徒指導計画の交換等)	富山県小矢部警察署 刑事生活安全課 課長 富山県西部教育事務所 主任生活指導主事
②	11月12日(木) 15:00～16:45 小矢部市民交流プラザ	講演「生徒指導講演会」 「この自分でどう生きるか」 (仮)	明蓬館高等学校 共育コーディネーター 南雲 明彦 先生
③	2月16日(火) 15:00～16:45 小矢部園芸高等学校 (会長校)	研修「生徒指導の実際と課題について －事例研究を通して－」 ・事例提供(東部小、石動高) ・指導講話 令和8年度事業・会計中間報告	富山県西部教育事務所 主任生活指導主事

(3) 各種調査研究事業

①調査研究推進委員会

委員会名	趣旨・活動内容	委員数	印刷予定物等
体力づくり研究 推進委員会	園小中学校の体力を主に体力テスト結果を基に分析し、幼児・児童生徒の現状と課題を明らかにする。	園小中 10名 市派遣スポーツ主事 1名	体力の現状および資料50集 (リーフレット)
教育DX 推進委員会	1人1台端末のICT環境で、授業や校務におけるクラウドの効果的な活用の推進について検討する。	小・中学校 各1名 教育総務課職員 1名	
道徳科教育研究 推進委員会	小矢部市道徳指導資料「小矢部の先人の心に学ぶ」の改訂を通し、道徳教育の改善・充実を図る。	小学校 各1名	小矢部の先人の心に学ぶ(小5)
英語教育研究 推進委員会	小学校での英語活動、英語の授業について、研究・実践を行う。	小学校 各1名 英語専科講師 4名	
社会科研究推進 委員会	社会科学習資料「わたしたちの小矢部(小3)」等の改訂を通し、児童生徒の地域学習の推進	小・中学校 各1名	わたしたちの小矢部(小3) わたしたちの小矢部地図(小3) 小矢部市 全図1/25000(中2)

②各委員会等

委員会名	趣旨・活動内容	委員数	印刷予定物等
市小中科学作品展 運営・審査委員会	小中科学作品展 9月5日(土)～6日(日)の運営(搬入・展示・搬出)と作品審査	小・中学校 各1名	
視聴覚ライブラリー ソフト選定委員会	小矢部市視聴覚ライブラリーに追加する購入ソフトの選定 (リストアップしたDVDの視聴と選定)	石動小・中学校 から各1名、 こども園から1名	視聴覚ライブラリーリストの更新

- ・ 実施時期・内容は、教育センターから市教育委員会、校長会に提案し、決定する。
- ・ オンライン(リモート)等も活用し、委員に負担感のないようにする。

(4) サービス・支援事業

No	項目	対象	期日	内容
1	教育活動の支援	小中学校	随時	副読本等の改訂 「体力の現状及び資料 50 集」(リーフレット) 「わたしたちの小矢部」 「わたしたちの小矢部地図」 「小矢部市全図 1/25000」 「小矢部の先人の心に学ぶ」の発行
2	「幼保小の架け橋プログラム」の推進	保育所 保育園 こども園 小学校	5 月下旬から 6 月中旬	保園小連携研修会の企画、日程調整 教育委員会・こども家庭課との連携 各小学校で保園小連携研修会を開催 授業参観、情報交換、就学指導
3	小中学生 科学作品展覧会の運営	小中学校	9 月	会場：小矢部市農村環境改善センター 9 月 4 日(金) 作品搬入、審査会場準備 9 月 5 日(土)～6 日(日) 科学作品展 9 月 7 日(月) 作品搬出、会場片付け 県科学展覧会への出品
4	教科書センターの運営	一般	随時	小中学校の教科書見本の閲覧 教科書展示会の開催 期間：6 月 12 日(金)～7 月 1 日(水) 会場：市教育センター
5	視聴覚ライブラリーの運営	一般	随時	視聴覚ソフトの管理と貸出 ソフト選定委員会による教材の選定
6	教育の情報化推進事業	小中学校	随時	Zoomライセンス取得・管理 情報教育機器の管理(業者委託) 情報教育機器整備と活用のための調査研究 情報ガイドラインの徹底
7	外国語活動・英語教育の 推進	小中学校	随時	ALTの配置(園小中学校に4名) 園小中学校との連絡・調整 派遣会社との連絡・調整
8	RTNおやべの支援 (Refreshing teacher's network)	保育所 こども園 小中学校	年間 4 回	市内若手教員(概ね採用5年目以内)のネット ワークづくり
9	教材・備品の貸出	保育所 こども園 小中学校 一般	随時	研修用図書・視聴覚ソフトの貸出 備品・視聴覚機器の貸出 体力測定器具の貸出(東部小にて管理)
10	センターホームページの 更新	一般	随時	センター事業の紹介 市内小中学校の行事予定のとりまとめ 市HP・センターHPで公開
11	市内学校教育関係の連絡 調整(各種届の集約等)	小中学校	随時	教職員研修受講の申込(研修受講システム) 各学校月行事予定をまとめHPにて公開 学校要覧・教育計画・児童生徒名簿の集約 長期休業中の管理計画等の集約
12	児童生徒の健全育成団体等 との連絡・連携	一般	随時	市社会福祉協議会(福祉教育推進委員会) 市要保護児童対策協議会(実務者会議) 市教育支援委員会(調査会) 社会を明るくする運動推進委員会 市青少年健全育成市民会議 市租税教育推進協議会

(5) 教育相談事業

No	項目	期日	内容
1	教育支援センター「ふれんど」の運営	随時	不登校児童生徒への支援 場所：小矢部市岩尾滝 1073 小矢部市教育センター内 時間：月曜日から金曜日まで（祝日は除く）9:00～15:00 長期（夏季・冬季・学年末）休業中は除く 教育支援センター推進会議の企画・運営（5月開催） 通所児童生徒の所属校との連絡調整、出欠表の送付（毎月） 他市教育支援センター及び民生部こども家庭課等関係機関との情報共有・連携 A I オンデマンド交通「チョイソコおやべ」利用管理
2	教育相談室の運営	随時	電話相談・来所相談・訪問相談への対応 相談専用電話 0766-68-0783 時間：月曜日から金曜日まで（祝日は除く）9:00～17:00 相談カウンセラーの配置（市費） 相談カードの配布及び相談電話の利用の促進 相談関係機関との連携 巡回就学相談、にこにこ相談会
3	生徒指導訪問（生徒指導に関する懇談）	1回以上	不登校傾向の児童生徒の状況の把握と対応 1学期中に各校へ1回ずつ訪問。以後は必要に応じて訪問。
4	SC（スクールカウンセラー）の活用	随時	不登校等悩みを抱える児童生徒及び保護者への支援 カウンセリング、教育相談に関する校内研修 小中学校にスクールカウンセラー配置（県費） 教育センターにスクールカウンセラー配置（市費）
5	SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用	随時	悩みを抱える児童生徒への支援と家庭や関係機関との連携 学校支援（担当者連絡会、ケース会議、保園小中の連携） 関係機関との連携、連絡調整 家庭訪問による保護者支援 中学校区及び教育センターにスクールソーシャルワーカーを派遣（県費） 教育センターにソーシャルワーカー配置（市費）

6 事業に係る経費（市教育センター予算）

区 分		△減 (単位 千円)				
(節)	(細節)	令和8年度	令和7年度	比 較	備 考	
教育センター 管理運営費	共済費	493	459	34	社会保険料 等	
	給料	2,878	2,781	97	臨時雇用賃金・職員手当	
	報償費	128	128	0	研修会講師謝金、科学作品展記念品 等	
	旅 費	50	44	6	教育事情視察旅費 等	
	需用費		2,830	1,926	904	
		消耗品費	174	214	△ 40	専門誌、事務用品、公用車整備 AEDパッド等
		燃料費	233	226	7	公用車燃料、暖房用灯油、ガス 等
		食糧費	5	5	0	研修会、各委員会、来客用お茶
		印刷製本費	1,133	203	930	副読本印刷(道徳資料 社会科資料 等)
		光熱水費	1,049	998	51	電気料、水道料
		修繕料	236	280	△ 44	施設修繕、公用車修理 等
	役務費		127	156	△ 29	
		通信運搬費	95	95	0	切手、電話料、FAX通信料 等
		保険料	0	18	△ 18	R7は公用車車検(自賠責保険料)
		手数料等	32	43	△ 11	浄化槽法廷検査料、教育大会看板 R7は車検代行手数料 等
	委託料	1,274	1,635	△ 361	警備、浄化槽清掃、薬品廃棄処理 等	
	使用料及び賃借料	273	258	15	ケーブルTV料、研究大会会場使用料、フルカラー複合機使用料 Zoomライセンス等	
備品購入費	157	179	△ 22	ライブラリーDVD、指導図書 等		
負担金補助及び交付金	24	25	△ 1	砺波地区教育センター協議会負担金		
公課費	0	9	△ 9	R7は公用車車検(重量税)		
小 計		8,234	7,600	634		
情報教育環境整備事業費(経常)		48,351	31,558	16,793	情報教育機器保守、修繕料、消耗品、機器リース料(保守分含む)、巡回サポート業務 等	
情報教育環境整備事業費(政策)		28,359	15,542	12,817	GIGAスクール構想関連費 等	
体力向上対策費		185	213	△ 28	新体力テスト集計・分析料、研究紀要印刷 等	
不登校児童生徒等 適応指導事業費		3,321	2,834	487	教育支援センター指導員謝金、スクールカウンセラー謝金、教育支援センター運営 等	
英語教育推進事業費(経常)		21,055	20,795	260	ALT委託料 講師謝礼	
英語教育推進事業費(政策)		1,899	1,986	△ 87	英語専科講師費用	
合 計		111,404	80,528	30,876		

7 主な備品

- (1) 理科実験機器等
天体望遠鏡(1) 野外観察用ハンマー(32)
- (2) 印刷機器等
複写機(1) 電動パンチ(1) 裁断機(1) パソコン(8) プリンター(2) シュレッダー(1)
- (3) 視聴覚機器等
16ミリ映写機(1) 液晶プロジェクター(1) 投影スクリーン(2)
ブルーレイプレイヤー(1) VTR教材テープ(697) DVD・ブルーレイ(161)
16ミリフィルム(185) 8ミリフィルム(200) デジタルビデオカメラ(1)
デジタルカメラ(1)
- (4) 体力測定器、その他
長座体前屈測定器(11) 握力計(20) ジャベリックボール(5)
垂直跳び測定器(2)

8 児童・生徒数

(1) 小学校

令和8年5月1日現在

学校名	1学年				2学年				3学年				4学年				5学年				6学年				小計					合計																	
	学級	児童数	特支			学級	児童数	特支			学級	児童数	特支			学級	児童数	特支			学級	児童数	特支			学級	児童数	特別支援	学級	児童数																	
			知的	情緒	病弱			肢体	知的	情緒			病弱	肢体	知的			情緒	病弱	肢体			知的	情緒	病弱						肢体	知的	情緒	病弱	肢体												
石動小	2	64	1		2	69			2	53	1	4		2	50	1		2	59	2	4		2	61			12	356	3	4	9	0	0	15	369												
大谷小	2	43			2	52	1		2	41	1	1		2	55	1		2	58	1		2	58			12	307	3	2	2	1	0	15	312													
東郷小	1	8	1		1	8	1		1	15	1			1	9			1	18	1		1	10			6	68	2	1	3	0	0	8	72													
壺谷小	1	19	2		1	23	2		1	25				1	22	2		1	26	1		1	29	1		6	144	2	5	3	0	0	8	152													
津沢小	1	20	1	1	1	28	1		1	24	2			1	31			1	32			1	29	1		6	164	2	3	3	0	0	8	170													
合計	7	154	3	3	0	0	7	180	1	4	0	0	0	7	158	1	8	1	0	7	167	4	0	0	0	7	193	4	5	0	0	0	7	187	2	0	0	0	42	1,039	12	15	20	1	0	54	1,075

(2) 中学校

学校名	1学年				2学年				3学年				小計					合計						
	学級	生徒数	特支			学級	生徒数	特支			学級	生徒数	特支			学級	生徒数	特別支援			学級	生徒数		
			知的	情緒	病弱			肢体	知的	情緒			病弱	肢体	知的			情緒	病弱	肢体				
石動中	2	55	2		2	68	3	2		2	69	4	1		6	192	2	7	5	0	0	8	204	
大谷中	2	49			2	56	1			2	54	1			6	159	1	2	0	0	0	7	161	
津沢中	2	45	1	2	2	39	1	2		1	38	2			5	122	2	4	4	0	0	7	130	
壺谷中	1	27	1		1	29				1	34				3	90	1	1	0	0	0	4	91	
合計	8	176	2	4	0	7	192	5	4	0	6	195	7	1	0	20	563	6	14	9	0	0	26	586

注) 特別支援学級欄の児童・生徒数は外数

◇条例・規則・規程・要綱◇

小矢部市教育センター設置条例

昭和 41 年 10 月 7 日
条 例 第 22 号

改正 昭和 44 年 12 月 8 日 条例 第 26 号
昭和 48 年 10 月 25 日 条例 第 26 号
平成 3 年 6 月 25 日 条例 第 24 号
平成 20 年 6 月 24 日 条例 第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は次の通りとする。

名 称 小矢部市教育センター
位 置 小矢部市岩尾滝 1073 番地

(事業)

第 3 条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教材及び資料の作成並びに配布に関すること。
- (3) 教育の理論と実践に係る研究調査に関すること。
- (4) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (5) その他、必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例に関し必要な事項は、小矢部市教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 41 年 10 月 7 日から施行する
- 2 小矢部市理科教育センター設置条例（昭和 37 年小矢部市条例 34 号）は廃止する。

附 則（昭和 44. 12. 8 条例 26）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48. 10. 25 条例 26）

この条例は、昭和 48 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（平成 3. 6. 25 条例 24）

この条例は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20. 6. 24 条例 33）

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

小矢部市教育センター規則

昭和 41 年 10 月 11 日
教 委 規 則 第 5 号

改正 昭和 53 年 4 月 1 日 教委規則第 3 号
昭和 55 年 4 月 16 日 教委規則第 3 号
昭和 61 年 4 月 1 日 教委規則第 3 号
平成 10 年 6 月 5 日 教委規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小矢部市教育センター設置条例（昭和 41 年小矢部市条例第 22 号）（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 小矢部市教育センター（以下「教育センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 所 長
- (2) 次 長
- (3) 所長補佐
- (4) 指導主事
- (5) 主任研究員
- (6) 研究員
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

(職務)

第 3 条 所長は、所務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
2 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。
3 所長補佐、指導主事、主任研究員及び研究員は、所長の命を受けて事務を分掌する。
4 事務職員は、所長の命を受けて事務に従事する。

(運営委員会)

第 4 条 教育センターの事業に関して協議、その他を行うため運営委員会を置く。

(施設)

第 5 条 条例第 3 条に規定する事業を行うため、教育センターに研修室及び視聴覚ライブラリー室を置く。
2 前項の施設は、小矢部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の制限)

第 6 条 前条の研修室は条例第 3 条に規定する事業以外に使用することはできない。
ただし、教育委員会において特に必要と認めるときは、この限りでない。

(細則)

第 7 条 この規則の施行について必要な細則は、所長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日教委規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 16 日教委規則 3）

この規則は公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日教委規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 5 日教委規則 3）

この規則は公布の日から施行し、平成 10 年 6 月 5 日から適用する。

小矢部市視聴覚ライブラリー規則

昭和 44 年 12 月 13 日
教委規則 第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 小矢部市教育センター設置条例（昭和 41 年小矢部市条例第 22 号）第 3 条第 4 号の規定に基づき、小矢部市の視聴覚教育の振興を図るために教育センター内に小矢部市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を置く。

(事業)

第 2 条 視聴覚ライブラリーは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教材教具の整備・充実・活用に関すること
- (2) 視聴覚教育の研究に関すること
- (3) その他視聴覚教育振興に関すること

(職員)

第 3 条 視聴覚ライブラリーに所長、その他必要な職員を置く。

- 2 所長は教育センターの所長が兼務して、職員を指揮監督する。

(資料の活用)

第 4 条 視聴覚ライブラリーが保管する資料及び備品を利用するための有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 小矢部市内の教育関係諸団体
- (2) 小矢部市内の社会教育・社会福祉関係諸団体
- (3) 小矢部市教育委員会が適当と認めた者

(弁償)

第 5 条 利用者が資料及び備品を破損または紛失したときは、現金もしくは、相当する代価をもって弁償しなければならない。

(処務)

第 6 条 視聴覚ライブラリーの処務については、小矢部市教育委員会処務規定の例による。

(細則)

第 7 条 この規則に定めるものの他、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 44 年 12 月 13 日から施行する。

小矢部市教育センター運営委員会規程

昭和41年10月11日
教セ規程 第1号

改正 平成16年4月1日 教セ規程第2号
改正 平成19年4月1日 教セ規程第3号
改正 平成27年4月1日 教セ規程第4号

(任務)

第1条 小矢部市教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、小矢部市教育センター規則第4条の規定により、教育センター事業企画運営の要綱について協議決定する。

(構成)

第2条 運営委員会は、教育委員会教育長及び所長の委嘱する若干名の委員と教育委員会事務局、教育センター事務局をもって構成する。尚、必要に応じて他の機関より関係の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第3条 運営委員会は、必要により所長が招集し、会議の司会に当たる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じたときは所長の委嘱により補充し在任期間とする。

附 則

この規程は、昭和41年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

小矢部市教育相談室設置規程

小矢部市教育委員会

制定 平成2年4月1日
教委訓令 第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、小矢部市教育相談室の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 この相談室の名称は、小矢部市教育相談室と称し、位置を小矢部市教育センター内とする。

(相談員の委嘱)

第3条 相談員は、社会的及び教育的信望があり、かつ、教育相談の職務を行なうに必要な熱意をもっているもののなかから教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 相談員は、非常勤とし、その委嘱期間は1年とする。

2 相談員に欠員が生じた場合、後任者の委嘱期間は前任者の残任期間とする。

(指揮監督)

第5条 相談員は、その職務を行なうにあたっては、教育委員会の指揮監督を受けなければならない。

(相談員の服務)

第6条 相談員は、職務上知り得た事項の一切について秘密を守らなければならない。

2 教育委員会は、相談員の任期のはじめにおいて、その勤務及び勤務時間を定めるものとし、その勤務時間は月8時間を超えない範囲とする。

3 相談員は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により所定の勤務ができないときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(細則)

第7条 この規程の施工に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

小矢部市教育支援センター推進会議設置要綱

小矢部市教育委員会

制定 平成10年4月1日

改訂 令和5年3月23日

(名称変更：3月定例会報告)

1 趣 旨

小矢部市教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を実施する。その事業を効果的に推進するため、センター推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、事業運営等について審議する。

2 所掌事務

推進会議は、次の事項について研究協議し、審議する。

- (1) 事業の全体計画の策定に関する事項
- (2) その他、事業の実施・運営に必要な事項

3 委 員

- (1) 推進会議は、10名以内の委員で組織する。
- (2) 委員は学識経験者、医師、関係行政機関の職員及び小・中学校校長、教頭等の中から教育長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

4 会 長

- (1) 推進会議に会長を置き、教育センター所長をもって充てる。
- (2) 会長は、推進会議の会務を総理する。

5 幹 事

- (1) 推進会議に若干名の幹事を置き、会長が委嘱する。
- (2) 幹事は会長の命を受けて、業務を行う。

6 会 議

- (1) 推進会議は、会長が招集する。
- (2) 会長が必要と認めたときには、推進会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

7 庶 務

推進会議の庶務は、小矢部市教育センターにおいて処理する。

8 細 則

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

小矢部市教育センター施設案内



【施設の特徴】

- 中央は札幌農学校演武場（北海道大学農学部の前身）の開拓の時に刻む札幌時計台
- 旧校舎は金沢旧制第四高等学校・北海道大学理学部
- 玄関は東大工学部のアーチ
- 正門（西蹊門）は京都国立博物館

【小矢部市教育センターへのアクセス】



- ・あいの風とやま鉄道石動駅より、約7 km（自家用車で約10分）
- ・チョイソコおやべ 204「教育センター」停留所下車
- ・市営バス（南谷線）『岩尾滝バス停』下車 徒歩2分